

「飯田市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

計画の位置づけ(1ページ)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により飯田市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示している。

この計画は、政府新型インフルエンザ等対策行動計画及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

対象とする疾患(2ページ)

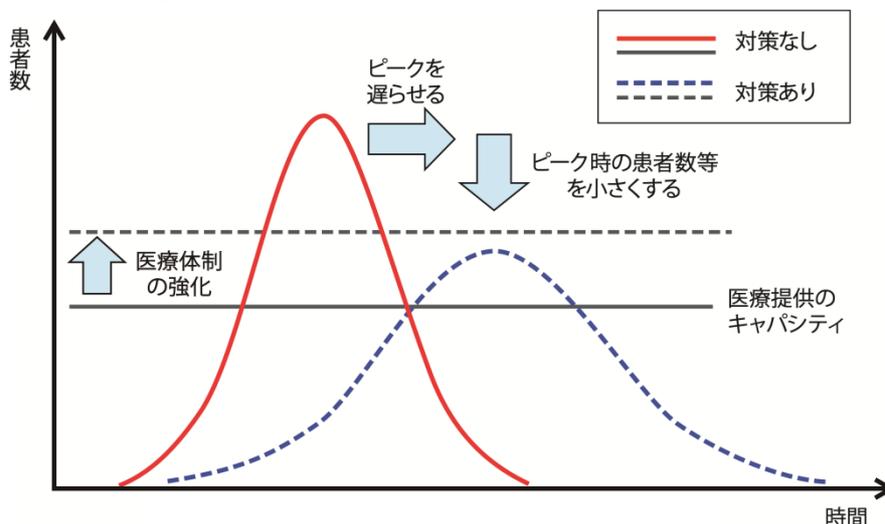
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものを対象としている。なお、鳥インフルエンザは特措法の対象ではないが関連する事案であるため、対策を参考として掲載している。

対策の目的及び基本的な戦略(3ページ)

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- (1) 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせて、医療体制やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保する。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減少させる。

【対策の効果（概念図）】



2 市民生活・経済の及ぼす影響が最小となるようにする

- (1) 地域での感染対策等により、患者や欠勤者数を減少させる。
- (2) 事業継続計画の作成・実施により、市民生活・経済活動の維持を図る。

発生段階と対策分野(4ページ・12ページ)

発生の段階について国では5段階に分類して定めているが、県では6段階としている。また、対策項目は、国は6項目としているが、県は7項目として定めている。

そのため、飯田市では県に準じて、6段階と7項目で行動計画を作成する。

【発生段階】

国（5段階）	県・市（6段階）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【対策分野】

国（6分野）	県・市（7分野）
実施体制	実施体制
サーベイランス（監視）・情報収集	サーベイランス（監視）・情報収集
情報提供・共有	情報提供・共有
予防・まん延防止 （予防接種を含む）	予防・まん延防止
	予防接種
医療	医療
国民生活及び国民経済の安定の確保	市民生活及び市民経済の安定の確保

飯田市及び飯伊地域の感染規模の想定(8ページ)

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いた想定

1 飯田市の想定（推計人口105,000人に対する人口比）

医療機関の受診患者数 ^{※1}	10,710人（10.2%）～20,475人（19.5%）	
重症度 ^{※2}	中等度《致死率0.53%》	重度《致死率2.0%》
入院患者数 ^{※3}	420人（0.4%）	1,680人（1.6%）
死亡者数 ^{※3}	105人（0.1%）	525人（0.5%）
1日当たりの最大入院患者数 ^{※1}	105人（0.1%）	315人（0.3%）

2 飯田下伊那地域の想定（推計人口168,000人に対する人口比）

医療機関の受診患者数 ^{※1}	17,136人（10.2%）～32,760人（19.5%）	
重症度 ^{※2}	中等度《致死率0.53%》	重度《致死率2.0%》
入院患者数 ^{※3}	672人（0.4%）	2,688人（1.6%）
死亡者数 ^{※3}	168人（0.1%）	840人（0.5%）
1日当たりの最大入院患者数 ^{※1}	168人（0.1%）	504人（0.3%）

※1 受診患者は全人口の25%が患する場合、1日当たりの最大入院患者数は全人口の25%が患し、かつ流行が8週間続く場合を想定

※2 中等度はアジア・インフルエンザ並み、重度はスペイン・インフルエンザ並みを想定

※3 受診患者数が人口比19.5%の場合

対策推進のための主な役割分担(9ページ)

1 国

検疫、プレパンデミックワクチンの製造及び備蓄、ワクチンの確保、供給等の対策を実施するほか、地方公共団体が実施する対策を支援

2 県

対策の実施主体として中心的な役割を担い、学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請及び指示、臨時の医療施設の開設、特定接種の実施、市町村の実施する住民接種への協力、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請、指示等を実施

3 市

県が実施する対策に協力するほか、市民へ住民接種の実施、要援護者への生活支援等を実施

4 医療機関

院内感染症対策、医療資器材の確保、医療の提供

5 事業者

職場における感染対策、感染防止措置等

6 市民

個人レベルでの感染対策、食料品及び生活必需品の備え等の実施

市の行動計画の主なポイント【7項目のまとめ】

1 実施体制 (12ページ)

- (1) 全市的な危機管理の問題として、飯田市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長、副本部長：副市長及び危機管理室長、構成員：教育長及び各部局長）等を設置し、国、県、事業者等と相互に連携を図り対策に取り組む。
- (2) 政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行なった時は、特措法に基づき必要な措置を講じる。

2 サーベイランス（監視）・情報収集 (13ページ)

発生段階に応じて新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国、県等から系統的に収集し、適切な対策を実施するための判断につなげるとともに、国や県が行う対策に協力する。

3 情報提供・共有 (14ページ)

感染予防の啓発と感染拡大防止策の実施のため、マスメディア、ホームページ、広報紙、防災無線、SNS等の各種媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を実施する。

4 予防・まん延防止 (15ページ)

- (1) マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの実施等基本的な感染対策を周知する。
- (2) 緊急事態宣言時には、不要不急の外出自粛要請、施設使用制限の要請等、県が実施する措置に協力する。

5 予防接種(16ページ)

- (1) 特定接種
国の規定による特定接種の対象となり得る業種等に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員にワクチン接種を実施する。
- (2) 住民接種
国が定める接種の優先順位等に基づき、原則として集団接種により市民を対象としたワクチン接種を実施する。

6 医療 (19ページ)

- (1) 県が実施する「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置や入院措置、健康観察等の感染症法に基づく措置に協力する。
- (2) 在宅で療養する患者への支援を行う。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保 (21ページ)

- (1) 市民生活及び市民経済の安定への影響を最小限とするため、県、医療機関、登録事業者等と連携し、事前準備を実施する。
- (2) 一般の事業者に対しても事前の準備を行うよう、必要に応じて県等と連携して働きかける。

6つの発生段階に対応した7分野の主な対策の概要(22ページ～56ページ)

新型インフルエンザ等の発生段階		1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生早期	4 県内発生早期	5 県内感染期	6 小康期
		新型インフルエンザが発生していない状態	海外で新型インフルエンザが発生した状態	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
分野	発生段階ごと対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等との連携により体制の構築、訓練、事前準備を実施 情報収集と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生をできる限り遅らせる 県内発生に向けての体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県内、市内発生に向けての体制整備 市民への積極的な情報提供 住民予防接種の準備と体制整備、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策実施 市民への積極的な情報提供と相談の実施 医療需要への対応 住民予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止策から被害軽減策へ変更 必要なライフライン等の事業活動の継続 健康被害を最小限に留める 住民予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波のまとめ、評価 医療体制、社会経済活動の回復 市民への情報提供
	主な対策						
1 実施体制	飯田市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議の開催 政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言緊急事態宣言が発せられた時の対策	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の作成 体制の整備及び国、県との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連絡会議を開催 政府対策本部が設置された場合、又は必要に応じて市対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部を設置 			<ul style="list-style-type: none"> 実施体制の適宜縮小、廃止
2 サーベイランス(監視)・情報収集	サーベイランス(感染症の発生状況の監視)により様々な情報を系統的に収集・分析し、その結果を効果的な対策の判断につなげる	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、WHO等から情報を収集 国、県が実施するサーベイランスへの協力 国、県が実施する調査研究への参画 	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する県内発生に備えたサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施するサーベイランスへの協力 ①患者の全数把握 ②集団発生の把握 ③患者の臨床情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する通常のサーベイランスへの協力(患者の増加に伴い、全数把握を中止。重症患者の状況を把握するため、入院患者及び死亡者に関するサーベイランスを実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施するサーベイランスへの協力(集団発生の状況の把握) 	
3 情報提供・共有	感染予防の啓発と感染拡大防止策の実施のため、SNSメディア、ホームページ、広報紙、防災無線、SNS等の各種媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な情報や対策について市民に継続的な情報の提供 情報提供の体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況を情報提供、注意喚起 相談窓口の設置 広報担当チームを設置し、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国内での発生状況を情報提供、注意喚起 相談窓口体制の充実、強化 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる媒体等を利用した市民への迅速な情報の提供、情報発信の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報発信の継続 窓口体制の適宜縮小 	
4 予防・まん延防止	マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの実施等基本的な感染対策の周知 政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言緊急事態宣言が発せられた時の対策	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、咳エチケット、手洗い、うがい等の普及及び啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への手洗い、咳エチケット等の勧奨 健康管理、受診の勧奨 学校等の臨時休業の要請 感染予防策の強化の要請 		<ul style="list-style-type: none"> 県と連携し、市民に対する不要不急の外出自粛等の要請、学校、保育所の施設の使用制限、感染対策の徹底の要請等を実施 		
5 予防接種	特定接種 厚生労働大臣の登録を受けた事業者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員にワクチン接種を実施する 住民接種 国が定める接種の優先順位等に基づき、原則として集団接種により市民を対象としたワクチン接種を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 国が登録事業者に対して行う接種体制の構築の要請に協力 接種の具体的な実施方法について準備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備及び実施 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の準備及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施(第2波に備えた住民への予防接種の継続) 	
市は、県等と連携して医療に関する情報を積極的に収集するとともに国、県等からの要請に応じ、その取組への協力をする。							
6 医療	県が実施する対策	県が実施する行動計画					
	各保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し相談、情報提供を実施 「帰国者・接触者外来」を設置し、発生国からの帰国者や国内発生患者の濃厚接触者等の診療の実施 医療体制の切り替え 県内発生早期までは感染症法に基づいて患者等を感染症指定医療機関等への入院措置を実施。患者数が大幅に増え、県内感染期となった場合には、一般の医療機関で診療する体制に切り替え 県民の45%相当量を目標に抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、必要に応じて備蓄分の抗インフルエンザ薬を提供	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 県内感染期に備えた医療の確保 研修等 医療資器材の整備 医療機関等への情報提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「帰国者・接触者相談センター」の設置 「帰国者・接触者外来」の設置 県内発生に備えた医療体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 相談等の継続 医療提供の継続 感染症指定医療機関等への入院措置の実施 診断、治療に資する情報等の医療機関への提供 	<ul style="list-style-type: none"> 患者数の増加に応じて、原則すべての一般医療機関における診療の開始 ファックスによる処方せん送付 	<ul style="list-style-type: none"> 通常医療体制への移行 	
	政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言緊急事態宣言が発せられた時の対策	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、流通体制の整備 必要に応じて予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザ薬の適正な流通指導 		<ul style="list-style-type: none"> 不足する場合には備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 	
				<ul style="list-style-type: none"> 医療、医薬品、医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置の実施 医療機関が不足した際の医療施設の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 講じた措置の適宜縮小、中止 		
7 市民生活・市民経済の安定の確保	市民生活及び市民経済の安定への影響を最小限とするため、市、県、医療機関、登録事業者等においてそれぞれの役割を実施	<ul style="list-style-type: none"> 業務計画等の作成 物資供給の要請等 発生時の要援護者への生活支援準備 火葬能力等の把握 物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活を支える事業の継続に向けた準備 職場における感染予防策の準備 遺体の火葬、安置できる施設等の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への適切な行動の呼びかけ 事業者に対して買占め、売り惜しみが生じないように要請 要援護者の健康状態の把握と必要な生活支援 			
	政府から新型インフルエンザ等緊急事態宣言緊急事態宣言が発せられた時の対策			<ul style="list-style-type: none"> 指定地方公共機関及び登録事業者の業務継続の要請 物資の売渡しの要請 要援護者の生活支援 埋葬、火葬の可能な限りの稼働と施設の確保 電気、ガス及び水道の安定供給 運送、通信及び郵便の確保 緊急物資の運送、生活関連物資の価格安定の要請等 	<ul style="list-style-type: none"> 指定地方公共機関及び登録事業者の被害状況の確認の要請及び業務継続の要請 新型インフルエンザ等緊急事態措置の適宜縮小、中止 		